

# 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

令和8年3月10日  
企画管理部教育総務課

## 1 改正理由

知事部局において、千葉県財務規則及び千葉県事務決裁規程が改正されることに伴い、専決区分の整合性を図るため、千葉県教育委員会処務規程について、必要な改正を行った。

なお、知事部局の各規則等と同日の令和8年2月17日に公布する必要があったことから、教育長の臨時代理による対応とした。

## 2 改正内容

事務の効率化や意思決定の迅速化を図るため、千葉県財務規則の見直しに伴い、千葉県教育委員会処務規程で定める財務関係に関する事務について、専決区分の額の見直しを行った。

加えて、千葉県事務決裁規程の見直しに伴い、補助金及び負担金の額の確定を行うことを、課長専決とした。

※新旧対照表は別紙のとおり。

## 3 施行期日

令和8年3月1日